

# ネットワーク機能付き事務機セキュリティガイドライン Ver.2.00 適合宣言書

本宣言書は、宣言の対象製品が“ネットワーク機能付き事務機セキュリティガイドライン Ver.2.00”の要求事項に適合していることを宣言するものである。

表.1-ガイドライン適合宣言書

ネットワーク機能付き事務機セキュリティガイドライン Ver.2.00 適合宣言書		
本製品は、一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会が定めた“ネットワーク機能付き事務機セキュリティガイドライン Ver.2.00 (JBMS-90)”に準拠して開発されています。		
申請者	キヤノン株式会社	
適合宣言者	デジタルプリンティングデジタルシステム開発センター所長 水野 敦之	
申請日	2026/3/30	
製品分類	デジタル複合機	
製品名	Satera MF273dw / MF272dw Satera MF269dw II / MF266dn II / MF265dw II Satera MF755Cdw / MF753Cdw / MF751Cdw Satera MF467DW Satera MF755CDW II /MF753CDW II /MF751CDW II Satera MF665CDW /MF663CDW	
ファームウェアバージョン <sup>a)</sup>	Satera MF273dw / MF272dw: V03.01 Satera MF269dw II / MF266dn II / MF265dw II: V03.04 Satera MF755Cdw / MF753Cdw / MF751Cdw: V07.01 Satera MF467DW: V02.01 Satera MF755CDW II /MF753CDW II /MF751CDW II: V01.10 Satera MF665CDW /MF663CDW: V01.08	
機能概要	本製品は、プリント、スキャン、ファクス、コピー、文書の保存と取り出し機能を備えたネットワーク機能を有するデジタル複合機である。	
搭載機能	サポート	備考
プリント機能	Y	
スキャン機能	Y	
ファクス機能	Y	
コピー機能	Y	
インターネット通信機能	Y	
大容量ストレージ機能	Y	取り外し可能な大容量ストレージは有さないためDP-1は非適用
注 <sup>a)</sup> このバージョンと、これより新しいバージョンが“ネットワーク機能付き事務機セキュリティガイドライン Ver.2.00”に適合する。		

表.2-ガイドライン実施状況

ネットワーク機能付き事務機セキュリティガイドライン Ver.2.00 実施状況					
分類	参照 <sup>a)</sup>	要件ID	機能要件	ステータス <sup>b)</sup>	サポート <sup>c)</sup>
セキュリティ機能要件	3.2.1	IA-1	管理者の認証	M	Y
	3.2.2	IA-2	デフォルトパスワードの変更	M	Y
	3.2.3	IA-3	認証失敗時のアクション	M	Y
	3.3.1	MT-1	機器のセキュリティ設定管理	M	Y
	3.3.2	MT-2	セキュリティ設定の初期化	M	Y
	3.4	PT-1	ファームウェアアップデート機能	M	Y
	3.5	DP-1	大容量記憶装置データ保護	MC <sup>d)</sup>	-
	3.6	TP-1	インターネット通信データ保護	MC <sup>e)</sup>	Y
	3.7	NI-1	PSTNファクスとネットワーク間の分離	MC <sup>f)</sup>	Y
セキュリティ保証要件	4.2	CM-1	構成管理	M	Y
	4.3	PR-1	運用環境	M	Y
	4.4.1	FR-1	問い合わせ窓口	M	Y
	4.4.2	FR-2	ファームウェアの提供	M	Y
脆弱性評定	5.2	VA-1	脆弱性スキャナーによる検証	M	Y
	5.3	VA-2	未使用TCP/UDPポートのクローズ	M	Y
	5.4	VA-3	デバッグポートのクローズ	M	Y

注<sup>a)</sup> 参照欄は、この規定の図案番号を示す。

<sup>b)</sup> ステータス欄は、規定の状態を示す。以下の表記を用いる。

M 規定は必須要件である。

MC 規定は必須要件であり、条件付きである。

<sup>c)</sup> サポート欄は、本ガイドライン適合宣言書の宣言者が記入する。

Y 実装によってサポートされる。

N 実装ではサポートされていない。

- 当該規定は適用されない(条件付き必須要件の規定で、当該条件が当該製品に適用されないと判断された場合にだけ適用される)

<sup>d)</sup> 大容量ストレージデバイス (HDD/SSD) を内蔵するHCDは必須とする。

<sup>e)</sup> インターネットを介して通信する機能をもつHCDは必須とする。ルータを越えられないプロトコルだけでもHCDの場合は要求しない。

<sup>f)</sup> PSTNファクス機能をもつHCDは必須とする。

表.3-ガイドライン適合宣言書資料確認

ネットワーク機能付き事務機 セキュリティガイドライン Ver.2.00 適合宣言書資料確認	表.1-ガイドライン適合宣言書 記載事項確認	<input checked="" type="checkbox"/>
	表.2-ガイドライン実施状況 記載事項確認	<input checked="" type="checkbox"/>
	確認日	2026/3/30